

(仮称) 上大岡C北地区第一種市街地再開発事業
環境影響評価方法書に係る手続について

| 項目 | 内 容 |
|---------------|--|
| 対象要件 | 横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 10 高層建築物の建設 |
| 方法書の提出 | [条例第17条第2項] 提出：令和7年11月14日 |
| 方法書の公告 | [条例第18条第1項] 市報公告：令和7年12月5日 広報手段：広報よこはま12月号、横浜市ホームページ、X（旧Twitter） |
| 方法書の縦覧・公表 | [条例第18条第1項] 縦覧期間：令和7年12月5日～令和8年1月19日（46日間） 縦覧場所：みどり環境局環境影響評価課 南、港南、栄区役所 区政推進課 公表等： 横浜市ホームページで方法書の全文公表 横浜市中央、南、港南、栄図書館で閲覧 |
| 審査会への諮問 | [条例第18条第2項] 諮問：令和7年12月5日 |
| 方法書の周知 | [条例第19条第1項] 方法書対象地域：南、港南、栄区の各一部 周知方法：「方法書の概要及び説明会開催のお知らせ」を方法書対象地域に ポスティング |
| 説明会の開催 | [条例第19条の2第1項] 開催日及び場所：令和7年12月21日（日）、22日（月） 福祉保健研修交流センター ウィリング横浜12階 研修室126-127 |
| 意見書の提出 | [条例第20条第1項] 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、 市長に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。 提出期間：令和7年12月5日～令和8年1月19日 受付方法：横浜市電子申請・届出システム、郵送、持参 |
| 方法市長意見書の作成・送付 | [条例第21条第1項] 市長は、審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付 |
| 方法市長意見書の公告・縦覧 | [条例第21条第2項] 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧 |

図：方法書の手続フロー

